



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所
わだち 第37号
 2018年 夏号

▶ 巻頭言	大森 剛	2
▶ 設立して6年目を迎えて	山田 庸男	3
▶ 新人紹介	福竹 亮	4
	松久 僚成	6
▶ 社外取締役制度の概要	越知 寛子	8
▶ 独立社外取締役と弁護士	河合 順子	9
▶ 事業を始めるにあたって～商標の落とし穴～	戀田 剛	10
▶ 知財コーナー	甲斐 一真	13
▶ 株主間協定について	二宮 誠行	14
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	15
▶ 仮想通貨の仕組み(後編)	森 瑛史	17
▶ 近時の判例紹介	稻吉 大輔	19
▶ 健康一口メモ	橋本 聡一	20

暑中お見舞い申し上げます。



代表社員弁護士
大森 剛

今年も早くも前半も過ぎましたが、何と言っても国内での最近の話題と言えば「モリカケ」問題を巡る公文書の隠匿、ねつ造と日本大学の危険なタックルとそれにまつわる日本大学の対応ではないかと思えます。

日大タックル問題では、これが日本大学の監督やコーチの指示によるものかどうか問題となり、日本大学は、弁護士で構成される第三者委員会を設置して、調査にあたることになりましたが、この間、日本大学側に対外的な対応に世間の批判が集まる一方、これとは対照的に、加害者の学生の記者会見については概ね好意的に受け止められました。

不祥事の発生をいかに避けるかは、危機管理の第一歩ですが、このような不祥事が生じた場合の対応を誤ると、企業の存続すら危ぶまれるような深刻な事態に陥ることがあり、迅速かつ慎重な対応が必要となります。このようなケースでは、われわれ弁護士が入った社内調査委員会を設置して調査にあたる必要があります。様々な状況から事案を説明するのは、法律問題ではないものの、事実認定の訓練を受けている弁護士の得意とするところです。もちろん、第三者委員会を

設置しなければならない場合もあります。社内調査委員会での調査結果の公表などで対応できることも相当数あると思えます。不祥事など発生しないことが第一ですが、万一生じてしまった場合の対応はより必要だと思われまます。今回の日大の対応は、世論に逆らい火に油を注いだ結果になっています。大きな危機管理の教訓だと思えます。

さて、私の母校である京都大学法学部の卒業生等の親睦団体の会報に、日本電産の創業者で最高経営責任者の永守重信氏の講演録が掲載されていました。

その中で私が特に感銘を受けた箇所をいくつかご紹介したいと思います。

起業する際に母親から「お前は人の倍働くか、そうでなければやめておけ」と言われた。いまでも早く帰ろうとすると、母親のお墓の方向から「おい、もう帰るか」との声が聞こえてくる。

私は民間企業での勤務を経て弁護士になったのですが、弁護士になる際、「自分は同世代の弁護士よりもキャリアでは出遅れている。だから、懸命に働いて、他人が5年でやることを3年でやろう、10年でやることを5年でやろう、20年でやることを10年でやろう。」という目標

を立てました。弁護士3年目ころから数年間は、週3日は徹夜のため家に帰れない日が続きました。辛いと思いかけたこともありました。そのようなとき、弁護士になる際に立てた目標を思い出し、自分を奮い立たせていました。このころは他の誰よりも負けないくらい仕事をしたいという自負があり、今の自分があるのもこのころ頑張ったおかげだと思っています。

「できません」ではなく「できます」といえ。

依頼者の方から、「こういったことをしたいが法的に可能か」と聞かれることがよくあります。なかには、お話を聞く限り、その方法では難しいというものもあります。ですが、そこで、「無理です」「あきらめてください」だけで終わらせてはいけなと思っています。こんな方法ではどうか、あんな方法ではどうかと依頼者のご希望を実現するにはどうすべきか、依頼者の方とともに悩み、解決の糸口を探すことが大切ではないかと思っています。もちろん、なかにはどうやっても難しいというケースもあります。先日、顧問先の方からのご相談で、いろいろ考えたもののやはり難しいので、その旨伝えたとこころ、「いつもい

ろいろ考えて提案してくれる先生がダメだというのだから、本当にダメなんですね。わかりました」と言っていたいただきました。その案件は実現できず申し訳ないと思いつつも、ご信頼いただいていることに弁護士として大きな喜びを覚えました。

良い弁護士がいらない、少しはいるが忙しすぎる。ダメな弁護士は闘争心がなくすぐに和解をすすめてくる。どこかに闘う弁護士はいないのか。

私も若いころ、裁判所や相手方から提示された和解案を示して、依頼者の方に和解をすすめたところ、依頼者の方から「どちらの味方なのか」「伝書鳩みたいな弁護士はいらない」などとお叱りを受けることもありました。そこで学んだことは、依頼者は、われわれに対して、自分の思いを酌んでともに闘ってくださることを求めているのだということでした。いまでは、リスクはきちんとお伝えしつつも、徹底的に戦う姿勢を示すようにこころがけています。

まさに弁護士はいつも戦場の真つただ中にあることを実感しながら、これからも法的サービスの向上に全員でまい進したいと思っています。

設立して6年目を迎えて



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金
代表理事
山田 庸 男

1、財団法人を設立して早くも6年目を迎え、今春、4期生の卒業生を20名送り出しました。1期生からの卒業生を含めると合計62名が大学等に進学し、来年には第1期生が社会人として巣立つようになりました。

卒業生は、国公立を中心に大学へ進学する者も多く、その能力と意欲に改めて感動を覚えます。進学分野も文系、理系、医療系と多岐にわたっており、これから社会人として有為な人材として育つことを期待しています。

今年も、新たに17名を採用し、58名の中高生に毎年2300万円前後の支援をすることになりました。

2、しかし、日本のみならず地球規模で貧困が拡大し、今や世界の金持ち10人の総所得と、全人口の半数を下半分から数えた低所得層の総所得とが匹敵するというのが驚きで、依然として格差は拡大し、益々固定化しつつあります。

日本も同様の社会状況にあり、強いものはさらに強くというのは資本

主義経済の原則ですから、ピケッティの「資本論」で書かれているように、政治が富裕層から多額の税を徴収し、所得の再分配機能を有効に働かせないと益々格差が拡大し、貧困の連鎖を生みだすことになりま

す。何よりも、子ども達に学びの機会を平等に与える施策が1日も早く実現することを願うばかりですが、その意味では、まずは政治への無関心は困ります。

3、さて、きずな基金も今春の4期生を含め総勢62名の卒業生となりましたが、この卒業生たち同士の交流も始まりました。

去る5月19日土曜日の夕方に、初めて「卒業生の会」が開催され、16名の大学生達が集まり、卒業生の会の組織化や支援対象の中高生への支援の在り方など幅広く自由に語られ、後は食事をしながらの懇親会となりました。大変盛り上がりつていましたので、今後も定期的に開催され、多彩な活動力の源泉となることを期待しています。

その後、6月2日には中高生を中心に、サポートする大学生や事務局の弁護士達が引率して奥水間アスレチックスポーツで総勢19名のキャンプを実施しました。



ひとり親の子ら
支援基金交流会
ひとり親家庭や両親と離れて暮らす中高生を支援する「梅ヶ枝中央きずな基金」があるが、しっかりと目

の交流会が、大阪市内で開催され、支援金を受ける生徒や保護者ら約100人が参加する目標を見つめ、努力してほしい」と述べた。

基金では、今年秋からの支援対象者を募集している。詳細は基金のホームページか、事務局（06・6364・2802）へ。

せ、引き出すための教育の機会を与えることなのか、正直悩んでいます。私は、今回のキャンプの経験を踏まえ、中高生に研修のための合宿等の企画をできればやってみたいと思っています。

このように、中高生たちに掛ける夢は尽きませんし、卒業生たちが社会の一員として活躍することにも期待と夢を抱いています。これからも、この基金の活動にご理解を頂ければとても嬉しいことです。

意志あるところに道はある

弁護士 福竹亮

皆様、はじめまして。
本年1月に当事務所の一員に加わりました福竹亮（ふくたけりょう）と申します。

私は、大阪府豊中市で生まれ、追手門学院小学校を卒業後、関西学院中学部に入學し、大学卒業まで約10年間を関西学院で過ごしました。
2008年に公認会計士試験に合格し、大学卒業後は、監査法人に入所



し、3年間監査業務に従事致しました。

主なクライアントは、金融機関、一般事業会社で、法定監査や内部統制監査の業務に携わっております。

監査業務に従事する中で、企業の内部統制の仕組みなど、外部からではわからない企業の姿を見せていただき、様々な経験をさせていただきました。

特に記憶に残っているのは、企業内部における内部統制が緻密に設計されているということでした。

上場企業では、金融商品取引法の改正により、平成20年4月から内部統制報告制度が開始されました。

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度とは、財務報告の信頼性を確保するための内部統制を評価及び報告することをいい、財務諸表の適切性を、内部統制を適切に構築することによって、確保しようというものです。

このような仕組みは、上場企業だけでなく必要となるものではなく、全ての企業において少なからず必要とされるものだと思います。

訴訟になるような案件の中には、内部統制を構築していれば防止できるようなものもあり、内部統制を緻密に設計することはとても有意義なことだと感じています。

話は少し戻りますが、関西学院のスクールモットーは、ご存じの方もおられるかもしれませんが、「Mastery For Service」です。

「Mastery For Service」の意味は、「奉仕のための練達」と訳され、隣人・社会・世界に仕えるため、自らを鍛えるということを意味しています。

すなわち、いつの日か隣人・社会・世界に仕えるという時のために、いつ何時でも努力を惜しまずに、その時のために、自分を鍛え、いつでも対応できるように自分を律しているなさいということを示しています。

この言葉は、専門職に就いた私にとつて、とても心に残る言葉であり、その言葉の意味を社会人になってから特に身に染みてわかるようになりました。

監査法人を退職した後は、弁護士を目指すために、京都大学法科大学院に入學しました。

今話題の京大の立て看板は、3年間しか在学していない私にとつても、京大の印象的な風景であったため、なくなることについては少し寂しい気もしています。

私が、弁護士を志した理由は、直接的に人のためになる仕事がしたいと思ったからです。

会計監査も大局的にみれば、株式市場の投資家のために適正な財務情報を提供するという仕事ですが、投資家という多数の人を相手とする仕事であるため、人の顔がわからないという側面があります。

一方、弁護士は、人と人との関係で仕事をするため、直接的に依頼者の話を聞き、自分のした仕事の結果が、依頼者にどのような影響を与えるのかについて、直接的に知ることができます。

そのことがとてもやりがいになると同時に、責任の重い仕事であると感じ、人と人との直接的な関わり合

いをする仕事がしたいと思い、弁護士を志しました。

弁護士としての将来像として、法律と会計の一体的サービスの提供ができる弁護士になるというのが、私の目標です。

企業や個人に関わらず、会計や税務という問題は、切っても切れない関係にあります。

会計についていえば、そもそも法律というものがなく、企業会計基準委員会という機関が会計基準を公表しております。

また、税務についていえば、国税庁の通達にそって実務が行われています。

このように、法律そのものではない会計基準や通達に基づいて実務が行われているため、改正が頻繁に行われており、改正をキャッチアップすることが専門家として最低限要求されることだと思います。

様々な改正があり、そのすべてが必要になることはないかもしれませんが、先ほどの「Mastery For Service」の精神をこの先忘れることなく、法律だけでなく会計基準や税務通達など幅広い分野でサービスの提供できる弁護士になれるようにこれから精進していきたいと思っています。

さて、話は変わりますが、私は、高校生のときにゴルフ部に所属していました。当時は、毎日クラブを握っており、ゴルフ漬の毎日でした。

今も月に1、2回はゴルフに行っております。

先日、アメリカのメジャートーナメントの一つであるマスターズの創設者であるボビー・ジョーンズ氏についてのお話を聞くことができました。

彼は、アマチュアでありながら、当時の世界4大タイトル（全英アマ、全英オープン、全米オープン、全米アマ）に優勝し、年間グランドスラムを達成し、引退後は、弁護士として業務をする傍らで、マスターズの創設や、マスターズが開催されるオーガスタナショナルゴルフクラブのコース設計にも携わったということでした。

このようなお話を聞いて、ゴルフと弁護士を共に両立させたゴルフ界のレジェンドがいたことを初めて知ると同時に、ゴルフと弁護士を両立させることができたゴルフファーもいたということに驚きました。

私もボビー・ジョーンズ氏を目標に、弁護士とゴルフを両立できるように、今後も練習していきたいと思っています。

皆様方とも、仕事だけではなく、ゴルフを通じても交流を図ればと思っておりますので、ぜひお誘いいただけると幸いです。

また、ゴルフ場開拓も好きなので、これから色々なゴルフ場に行くことができればと思っております。

最後になりますが、私の座右の銘を紹介させていただきたいと思います。

それは「意志あるところに道はある」という言葉です。

この言葉は、女子プロゴルフアーである宮里藍選手が、ご自身の座右の銘としてお話しされていたことがきっかけで、知った言葉でもあります。

仕事でもスポーツでもなんでも、



精神一到

弁護士 松久僚成

1 生まれと育ち

私は、北海道の別海町で生まれました。おそらく、ほとんどの方がピンと来ない町名ではないかと思えます



が、釧路市より東にある、田舎も田舎という町だそうです。この「だそう」というのは、私が生まれて1年もたないうちに、家族そろって埼玉県に引っ越したため、別海町の記憶が全くないからなのですが、父方の親族が十勝地方に住んでいることもあり、北海道には何度も遊びに行っていました。

その影響からか、私もたまに北海道弁が出ていることがあるようです。今冬、オリンピックで話題になったカーリング女子選手達の「そだねー」も、方言であるとは思っておらず、私もたまに口にしていました（彼女たちのように可愛く言えません）。

私が育った埼玉県は、よく、「埼玉って何があるの?」と聞かれるくらい、特徴がない県と言われるのですが、都内へのアクセスもよく、適度に田舎で、住みやすい街です。埼玉県でのびのび育った結果、今の私があると思っています。

2 サッカー

スポーツは見るのもするのも全般的に好きですが、なかでもサッカーは特別です。

私は、小学1年生のときに地元のチームでサッカーを始め、中学・高校とサッカー部に入り、約10年間、全力でボールを追いかけてきました。

4 筋トレ

遺伝的なものかもしれませんが、私は、もともと、筋肉も脂肪もつきにくい体質なのか、かなり痩せていました。しかし、高校のサッカー部の最後の大会前に、「筋トレしてフィジカルを強化した方が後悔しないのではないか」と何となく思っただけで筋トレを始めました。

そして、大会で敗退して部活を引退したあとは、大学受験の勉強で太るのが怖いと思っただけで筋トレを続け、大学受験後は、当時の交際相手にもっと体重を増やしてほしいと言われてさらにトレーニングの強度を上げ、気づけば、筋トレを続けてもうすぐ10年になります。始めたきつかけも、継続する動機も、かなり安易なものだと思えますが、結果としてここまで続けてきたことは一つの自慢です（ただ、やめるタイミングを見失っただけかもしれません）。

トレーニングの強度も、始めたころに比べると、段違いに上がりました。私は、例えば、「今日腕立て伏せを100回したのであれば、明日以降99回しかやらないのであれば退化することになる」と思っただけで、その日の気分でもなくトレーニング量を増やしてしまうと、翌日以降それが最低ラインとなってしまう

私は、特にポジションにこだわりはなかったのですが、総じて守備的なポジションを多く務めました。心配性な性格なのか、ついつい後ろを気にしてしまうところがディフェンス向きと判断されたのではないかと思います。もともと、ディフェンスは、自分のミスが失点に直結するため、責任が大きいポジションですし、後ろから全体に指示を出すこともできるポジションです。私は、中学校のサッカー部で部長を務めたり、大学のサークルでキャプテンを任されたりしたので、そういう意味でもディフェンス向きだったのかもしれません。

今では、50歳代の方を中心とした地元の大人たちのチームに混ざって、土日の朝にサッカーをしています。朝7時半頃に私があくびをしながらグラウンドに到着したときには、おじさんたちはすでにウォーミングアップを済ませており、おじさんたちのバイタリティーにはいつも圧倒されています。私も10年後、20年後、今一緒にサッカーしているおじさんたちと同じように、グラウンドを走っていられたらと思っています。

3 理系→弁護士

私は、埼玉県立大宮高校の理数科に入学し、高校3年間は理系クラスで、ほぼ毎日数学や化学・物理の授業を受けてきました。大宮高校には普通科もありましたが、理数科目は得意でしたので、入学試験の内容として理科と数学が占める割合が大きい理数科の方が、合格する可能性が高いという安易な理由で、理数科を選びました。

そのため、受験の際に提出する書類に志望動機を記載する欄があったのですが、特に書くことがなかったので、友達が「薬剤師って時給が高いらしい。」と言っていたのを聞いて、「将来、薬剤師になりたいので、理数科を志望します。」と書いて提出しました。案の定、全く本音ではない志望動機だったので、面接の際は緊張してそのように書いていたことを忘れて、「将来の夢は医者になることです。」と言いつつしまい、面接官に怪訝な顔をされたのを覚えています。面接の途中で間違いに気づいてから、強引にリカバリーしたのですが、その後は全く面接に集中できませんでした。我ながら、そのような面接でよく受かったなとも今でも思います。

そのような経緯で入学した高校でしたが、その後も特に数学は好きでしたし、得意だったと思います。し



5 最後に

「精神一到」とは、朱子語類に出てくる、「精神一到何事か成らざらん」から来た熟語で、精神を集中して事にあたれば、どんな難しいことでも成し遂げられないことはないという意味です。私は、社会人となつてまだ数か月であり、これからいくつもの難題にぶつかるはずですが。しかし、無理だと思えることであったとしても、すぐに諦めず、集中してわずかな可能性を探し出し、乗り越えていきたいと思っています。

私は、東京事務所勤務しております。主に関東の皆さまにお世話になることが多いと思いますが、一日でも早く皆さまのお力になれるよう、日々精進していきますので、何卒宜しくお願い致します。

社外取締役制度の概要



弁護士
越知 覚子

1 社外取締役制度を取り巻く環境

我が国における近年のコーポレートガバナンス強化の動きから、社外取締役を選任する企業は増加傾向にあります。

平成26年会社法改正において社外取締役の義務化は見送られましたが、今後、社外取締役の義務化の再検討が予定されています（会社法附則（平成26年6月27日法律第90号）25条参照）。また、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社では、少なくとも2名の社外取締役を置くことが必要とされています（会社法331条6項）。加えて、上場規則やコーポレートガバナンス・コード（以下、「CGC」といいます）では、社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきとされており、特に、本年6月1日に施行された改正CGCにおいては、取締役会における客観性・適時性・透明性の確保が明記され（CGC補充原則4-2、4-3）、上場会社における独立社外取締役の人数について、「2名以上」としつつ、「業種・規模・事業特性・機関設計・会社を取り巻く環境等を総合的に勘案して少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、…十分な人数の独立社外取締役を選任すべき」とし（CGC原則4-8）、より積極

的な独立社外取締役の選任を促しています。

2 社外取締役の要件

社外取締役の資格は、以下の要件を全て満たす必要があります（会社法2条15号）。
①当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の会社法363条1項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

②その就任の前10年内のいずれかの時ににおいて当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であったことがある者（業務執行取締役等であったことがあるものを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前10年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であったことがないこと。

③当該株式会社の親会社等（自然人である

ものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと。

④当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

⑤当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人であるものに限る。）の配偶者又は2親等内の親族でないこと。

なお、社外取締役も取締役であるため、会社法やその他の各種業法（銀行法・保険法等）で定める欠格事由に該当しないことも必要です。

3 社外取締役を選任しない場合

金融商品取引法の適用会社（以下「金商法適用会社」）が事業年度の末日において社外取締役をいない場合には、取締役は、定時株主総会において社外取締役を置くことが相当でない理由を説明し（会社法327条の2）、当該理由を事業報告の内容としなければなりません（会社法施行規則124条2項、3項）。

また、株主総会において当該会社が社外取締役候補者の取締役選任議案を提出しない場合には、株主総会参考資料に社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならなりません（会社法施行規則74条の2）。

このように、上場会社を含む金商法適用会社は、社外取締役の選任を強く勧奨され

ており、社外取締役を選任しない場合にはその理由を対外的に説明し公表することが求められています。

4 社外取締役に期待される役割・責務

社外取締役に期待される役割・責務は以下の4点であると解されています（CGC原則4-7）。

- ① 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- ② 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- ③ 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- ④ 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

5 最後に

上場会社においては、もはや社外取締役が選任されていることは珍しくなく、むしろ取締役会に占める社外取締役の割合や社外取締役の経歴・人物像が重視される段階になったといえます。

改正されたCGCでは、取締役会の多様性がより具体的に求められており（CGC原則4-11）、かかる「取締役会の多様性」を確保する観点からも、社外取締役の必要性は今後も高まるものと思われます。

独立社外取締役と弁護士



弁護士・
ニューヨーク州弁護士
河合 順子

1 はじめに

2015年のコーポレートガバナンス・コードが適用開始から3年が経過します。2017年7月26日付の株式会社東京証券取引所の発表によれば、2名以上の独立社外取締役を選任する上場企業の比率は市場第一部では88%、JPX日経400では96%にも達していたそうです。私自身も独立社外取締役に就任させて頂いており、その経験を通して独立社外取締役としての責務や特に弁護士が独立社外取締役として果たせる役割について考えて見たいと思います。

2 独立社外取締役の役割と責務

前記コーポレートガバナンス・コードによると「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべき」とされており、次の4つの役割・責務を果たすことが期待されているとしています。「①経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点から助言を行うこと、②経営陣幹部の選解任をその他の取締役会の

重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと、③会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督すること、④経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること」とあります。これは、ようするに、企業価値の増大のために経営についてのモニタリングを行うこと及び、経営に対するアドバイスをを行うこと、の2つに集約されるのではないかと考えます。

社外取締役は、社内取締役とくらべ得られる情報量に差があり、時間的な制約もあることから、個別の業務執行への参加を行うことは現実的ではなく、容易でもありません。他方、経営のモニタリングとは、まさに経営者の「監督」であり、株主全体の利益を代表して経営者に経営を委ねることの是非を判断すること、社外役員の持つ知識と経験に基づき中長期的な助言を行うことがその役割であると考えます。なお、実際に社外取締役が会社の業務に費やす時間は社内取締役と比べ少なくなってしまうので、社内の事象についていけるような仕組み作り、また、独立社外取締役間の連携が上手く

とれるような仕組み作りが必要であると思います。

3 弁護士を独立社外取締役に起用する意味

金融商品取引法の適用会社（以下「金商弁護士は経営については素人です。しかしながら、独立社外取締役の役割として期待されているものが、経営のモニタリングである場合、究極的には経営者に経営を委ねることの是非を判断するので、まず、会社運営のためのプロセスとしてどのようなものが必要か、例えば、意思決定を行う為にはどのような決済手順を経るべきか等の会社運営の基本となる事項を十分に熟知し、裁判例等を通じてどのような場合に不祥事等の問題が発生しているのかを知っている弁護士であれば、よりの確かな助言を期待することができま

す。また、社外・社内を問わず、取締役が責任を問われるのは会社に対する任務懈怠があった場合ですが、そもそも、普通の会社において取締役の責任を法的に追及する場面はそうありません。ただ、実際にそのような事態が生じた場合、会社に相当の損失が発生している場合が多いと思われます。このような場合においても、株主代表訴訟等の取締役の責任追及に携わったことのある弁護士であれば、問題が発生・拡大する前に事象を発見して対策を打つことができ、トラブルを未然に回避することができます。

さらに、副次的なものとして、労務問

題や賠償責任問題、戦略的な投資としてのM&Aに関する意思決定を行うに際し、取締役会で疑問として生じる細かな法的な問題についても、その場で解決できたり、または、解決の道筋を検討することができます。

このような基本的な法的知識要素を取締役に取込むことができれば、よりよいコンプライアンス体制をつくりつつも、中長期的な経営へのアドバイスすなわちより戦略的な意思決定のお手伝いができるのではないかと思います。

4 まとめ

私も経験させて頂いている中で、上記のような独立社外取締役としての責務だけでなく、弁護士であるからこそできる役割も担うことができればと思い、日々切磋琢磨して知識経験を高めていきたいと思っています。また、会社には複数の社外独立取締役が選任されている場合も多く、弁護士だけでなく、会計士、税理士等の専門家もいます。それぞれの立場で企業経営を長年見てきた経験に基づき、専門家としての役割分担ができれば、独立社外取締役としての役割を最大限に発揮できるのではないかと考えます。

事業を始めるにあたって 「商標の落とし穴」

弁護士 戀田 剛

1 はじめに

「知財」すなわち知的財産権という言葉からどのようなイメージをもたれるでしょうか。

革新的な発明に関する「特許権」や、漫画や映像に関する「著作権」等をまずイメージされる方が多いのではないのでしょうか。確かに、そういった事件も知財の重要な領域ではありますが、私が実際に事件を取り扱ってきた中で、特に重要性を感じたのは「商標権」です。

これから事業を始めようとする場合、商標権をどのように活用していくのかは重要なテーマになるものと思いますので、以下、ご説明させて頂きます。

2 商標の機能とは

商標とは、典型的には、商品の包装や広告に記される商品名やロゴ等であり、特許庁に登録されることにより、商標権で保護される登録商標となります。

商標権は、この登録商標を商標権者が独占的に使用する権利のことであり、商標権者は、商標権者ではない者が当該商標と同一又は類似した商標を使用するのを差し止めたり、勝手に使われたことによって生じた損害の賠償を請求することができま

す。商標の重要な機能としては、その商標が商品に付されることにより、自己の商品と他人の商品とを識別する機能（自他商品・役務識別機能）があると言われています。

これだけの説明ではややわかりにくいので、以下のような例を考えれば、その重要性をご理解頂けると思

います。

例えば、私が一念発起して、「わだちペーカリー」というパン会社を始めるとします。

知名度こそありませんが、寝る間も惜しんで製パン技術を磨いた甲斐があつて、どこよりも美味しい自信作が揃いました。

夢が叶い、まさに今、スーパーマーケットの売場に並べられています。

他方、その隣には、誰もが知っている「Yのマーク」でお馴染みの「Y製パン」のパンが陳列されているとします。もしも皆様が過去にどちらの商品も購入したことがなかったとすれば、どちらの商品を購入しようと思うでしょうか。

おそらく多くの方は、知名度の高い「Y製パン」の商品なら間違いはないだろうと考え、Y製パンの方を選ぶのではないのでしょうか。今までに聞いたことのないメーカーの商品を買うということは、やはり勇気が要ると思います。

「わだちペーカリー」の製品が客観的には非常に良い商品だったとしても、初めて接する消費者には品質の良さはなかなか伝わりません。そうすると、同種品が市場に氾濫する状況では、消費者にとってそれぞれの商品について、品質の優劣を判断することは困難です。

そうなれば、知名度で他の商品よりも優位に立つY製パンが、消費者から「Yのマーク」が付いたY製パンの商品なら間違いないだろう」という発想で選ばれることになります。この優位性が、まさに自他商品・役務識別機能に他なりません。

消費者が着目した「Yのマーク」には、「Y製パン」が長年の販売実績等によって築き上げた業務上の信用（これは「ブランド」と表現することもできます）が宿っており、商品を購入したこともない消費者に対して、他の商品より優先して購入を意欲させるという絶大な効果を持ちます。

3 ブランドを 育てるためには

と、ここまで説明すると、確かに商標の重要性はわかったが、よく考えると、上記の機能は継続的な営業努力の賜物であり、「商標権」を持っているか否かは重要ではないのではないかと考える方もいるかもしれません。

しかし、商標権の真骨頂は、営業努力を続けていったときにこそ発揮されるのです。

先ほどの例で、話を続けます。私は「わだちペーカリー」という商標を掲げて販売をしながらも、その商標出願を後回しにしたまま、せっせとパン作りに打ち込みました。

その結果、「わだちペーカリー」は一定の知名度を獲得しました。すると、巷で人気の「わだちペーカリー」に便乗しようと、誰かが「ワダチペーカリー」の名で販売を始めました。

最近流行りの「わだちペーカリー」と誤解した消費者は、「ワダチペーカリー」のパンを、「わだちペーカリー」のパンであると勘違いして購入しました。その結果、本来であれば「わだちペーカリー」の売上げになつていたはずのパンの売上げが、どんどん「ワダチペーカリー」に奪われました。

本家本元の私としては、偽物を排除したいと思うものの、その術を持たぬまま時間が過ぎていくうちにジリ貧となり、かたや「ワダチペーカリー」は安定して規模を拡大していき、すっかり追い抜かれてしまいました：（乗っ取られ型）。

あるいは、「ワダチペーカリー」は名前こそ似せているものの、品質は似ても似つかぬ劣悪なものだったという場合、双方の商品を取り違えた消費者から「わだちペーカリーは不味い！」という言葉われもない風評を流されてしまい、一時期の繁盛とはうって変わって、すっかり売れなくなつてしまいました：（汚染型）、ということになります。

また、乗っ取られ型の場合、先に「ワダチペーカリー」の方が商標登録されてしまうと、逆に私の方が先方から「名前を真似られた」などとして商標権侵害を主張されるという、輪をかけて悲惨な展開も考えられます。

これらの悲惨な例からも明らかなように、いくら地道に良い商品を提供し続けようとも、その築き上げた信用を搾取しようとする者を排除できなければ、いい「カモ」にされてしまう危険が高いのです。

継続的な営業努力と、商標権によるブランド保護は、いわば車の両輪であり、両方が揃ってこそブランドを大きく育てることができるのです。

4 まとめ

以上、これから事業を始めようと考えている段階で、看過してはならない問題として、商標権の重要性についてご説明させて頂きました。

実際に紛争に至った事案を見ますと、商標登録していれば様々な対策ができたのに、登録していなかったばかりに、口惜しい思いをせざるを

得なかった、という事案がしばしばございます。

当事務所では、知財事件を専門とする弁護士が4名おり、弁理士とも提携して知財事件を取り扱っております。これから事業を始める方も、今まであまり商標について意識してこられなかった方も、お気軽にご相談頂ければと存じます。

商標の「き」「ほ」「ん」～これだけは押さえておきたい3点～

【基本の「き」】

商標とは次の2点を満たすものを指します。

- (1) 事業者が使用するマーク
- (2) 自己の商品・サービスと他人の商品・サービスを区別するために使用するマーク



ばてまる社のマーク



JPO社のマーク

【基本の「ほ」】

商標権＝「マーク」＋「使用する商品・サービス」※マークだけを登録しているわけではない。



【第12類】自動車



【第43類】宿泊施設の提供

【第12類】自動車においては、ばてまる社の商標

【第43類】宿泊施設の提供においては、○×社の商標

【基本の「ん」】

商標権を取る主なメリットは2つあります。

- (1) 商標権を取得しておくことによって、自分の商標として使い続けることができる。
- (2) 自分の登録商標もしくはそれと似た商標を使っている人に「使えな！」と言える。（指定商品・指定役務について独占することができる。）

これからの攻めの 農林水産知財について



弁護士・弁理士
甲斐 一真

1 はじめに

現在、我が国の農林水産物は高品質化、すなわち「ブランド化」が進んでおり、国内のみならず、海外への輸出が増加しています。他方で、「ブランド化」を支える生産技術・ノウハウや品種の流出、海外における偽日本ブランドの販売といった問題も急増しています。

このような状況に鑑み、農林水産省は平成27年5月28日付「農林水産省知的財産戦略2020」を策定し、その中で「技術流出対策・ブランドマネジメント」、「伝統や地域ブランドの活用」といった8つの具体的な対応方向を打ち出しました。

ただ、まだまだ農林水産知財の知名度は低い状況にあると思われます。

そこで本稿では、梅農家の方から栽培している「梅」に関する法的保護についての相談を受けたという事例を想定し、我が国における農林水産知財について、その外観をお伝えしたいと思います。

2 ある日の相談

相談者Aさん

私は、梅ヶ枝村という農村地帯で、先祖代々梅の栽培をしています。この地域では、古くから梅の栽培をしている農家が多く、この地域の梅は「梅ヶ枝梅」として、全国的に好評を頂いております。また、私のところでは、先代が、うちの農家で栽培した梅を使った商品を販売する会社を立ち上げ、現在、私が二代目社長になります。実は、当社で販売する梅について、ご相談したく本日はお伺いしました。

弁護士X 「梅ヶ枝梅」のことは、私も存じております。メディアで取り上げられて有名になり、最近では品薄な状況が続いているとお聞きしています。

Aさん 幸いなことに、海外からも注文が殺到し、売れ行きは上々です。しかし、国内外で、梅ヶ枝村以外で栽培された梅を「梅ヶ枝梅」として販売する業者が出ており非常に困っています。粗悪な梅が「梅ヶ枝梅」として販売されてしまいますと、ここまで築いた「梅ヶ枝梅」のブランドが劣化してしまい、売上にも影響が出かねませんので、何とか対策を取りたいのですが。

弁護士X なるほど。そうしますと、まず、「梅ヶ枝梅」の名

称を梅ヶ枝村で栽培された梅以外に使用されないようにする必要がありますね。これを実現するためには、①地域団体商標、又は、②地理的表示（Geographic Indications;GI）の制度を活用する方法が考えられます。

Aさん それはどのような制度なのでしょう。

弁護士X 地域団体商標とは、地域名と商品（サービス）名からなる「地域の名物」の名称を、地域の農業協同組合等を主体として商標登録ができる制度です。具体的な活用事例として有名なのは、静岡県茶商工業協同組合等が主体となって取得された「静岡茶」や、長崎県菓子工業組合が主体となって取得された「長崎カステラ」等があります。



Aさん 当社でも、過去に「梅ヶ枝梅」を商標登録しようとしたことがありましたが、登録に至らなかったと記憶していますが。

弁護士X 通常、地域の名称と商品等の名称からなる名称については、そのような名称が他者の名称と区別できる程の特徴を有しないとして、商標登録することが難しいとされています。しかし、地域団体商標については、この要件が緩和されており、登録を求める名称が、その名称に含まれる地域と密接に関連した商品等に使用されており、かつ、一定の地域である程度有名であれば、従来型の商標よりもその登録が認められる可能性が高くなります。

Aさん なるほど。そうすると、「梅ヶ枝梅」の名称を梅ヶ

枝村で作られる「梅」や「梅の加工品」に使っているのであれば、地域団体商標として登録できる見込みがあるということですね。

弁護士X そうなります。但し、地域団体商標は、主体となった農業協同組合等の構成員に当該商標の使用を認めなければならず、また、通常の商標と違って譲渡ができない等の制約がありますので、この点については注意が必要です。

Aさん よくわかりました。

弁護士X 次に、地理的表示とは、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（地理的表示法）に基づき、2015年に導入された比較的新しい制度です。伝統と特性を有する農林水産物や食品等のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結びつきを特定できるような名称が付されている場合、その名称を地理的表示として国に登録することができるという制度です。その名称が地理的表示として登録されると、登録された基準を満たす生産者だけが、その地理的表示を使用することができ、また、その地理的表示の使用にあたって「GIマーク」の表示が義務付けられる結果、この地理的表示を使用し、かつ、GIマークを付けていることが、そのまま、消費者に対する品質保証となります。現在は、「神戸ビーフ」、「三輪素麺」等の62製品が地理的表示として登録されています（※平成30年4月29日現在）。」



Aさん 地理的表示の登録については、誰が登録を行えばいいのですか。

弁護士X ブランド協議会のような生産・加工業者の組織する団体が主体となって、登録申請を行うことになります。その際には、当該地域で話し合いを行い、登録すべき品質基準を決めることになります。

Aさん 制度の概要はよく分かりました。今後、「梅ヶ枝梅」を地域団体商標若しくは地理的表示に登録できたとして、どのようにして、偽「梅ヶ枝梅」を排除することができるのですか。

弁護士X まず、地域団体商標の登録後に、その登録商標

を使って商品の販売等を行う業者の存在が発覚した場合には、当該商標権に基づき、そのような業者の商品の販売行為に対し、差し止めを求めることができます。また、地理的表示の登録ができれば、登録された基準を満たさずにその地理的表示を付けて販売を行う業者を行政に通報することで、行政による取り締まりを求めることができます。

Aさん なるほど。地域団体商標の登録により、登録商標の勝手な使用ができなくなるとともに、地理的表示の登録により、一定の品質以下の商品を市場から排除することができるのですね。

弁護士X そのとおりです。地理的表示制度により、特定の名称を付して商品を販売するにあたって一定の水準を設けることで、その名称が付された商品のブランドを確固たるものにするとともに、地域団体商標としての登録により、生産者が主体的にそのブランドを守っていくことが可能になります」

Aさん 少し話は変わりますが、当社では、梅の品種改良も行っており、最近、より酸味が増すとともに、害虫にも強い梅を開発することに成功しました。しかし、この梅が、我々が意図しない形で広がってしまうと、開発までに投下した資本を回収することもできないため、どうしたらいいのかと悩んでいるところなのです。

弁護士X それでは、種苗法に基づく育成者権の取得を検討されてはいかがでしょうか。」

Aさん 種苗法?育成者権?それではどのような制度ですか?

弁護士X 種苗法に基づく育成者権は、特許の種苗版と理解していただいよいと思います。新品種を開発した際に、一定の条件を満たすことで、農林水産省に品種登録を行うことができ、これにより当該育成者に育成者権が付与されることになります。育成者権が付与されますと、当該登録品種を業として独占的に利用することができるようになります。

Aさん 新品種の流出で一番怖いのは、海外に新品種が持ち出され、増殖された上、安価な製品が日本に逆輸入されてしまうようなケースなのですが、これを防ぐことはできますか。

弁護士X 例えば、その新品種が海外から逆輸入されていることを発見した際に、輸入業者に対して、育成者権に基づき、輸入の差し止めを求めることができます。また、国は、「品種保護Gメン」を国内に配置しており、この「品種保護Gメン」が、このような逆輸入を認知した場合には、情報提供等の支援を受けることができます。

Aさん 種苗法に基づく育成者権を取得できれば、海外流出についても対策できるのですね。こちらについても、早速社内で検討してみます。ありがとうございました。



新・事業承継税制（平成 30 年度改正）について



日本経営ウィル税理士法人

座間昭男

事業承継税制の拡充について

（10年の集中的な取組）

中小企業の経営者の高齢化が急速に進展する中で、深刻な事業承継問題に対処するために、平成30年度税制改正において、これまでの措置（「一般措置」といいます）に加え、10年間の特例措置（「特例措置」といいます）として、事業承継税制が抜本的に拡充されました。

新事業承継税制は、具体的には、今後5年以内に承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う経営者を対象に、納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です（一部業種を除きます）。

平成30年度の改正は、①要件の緩和 ②承継後の負担軽減 ③承継パターンの拡大から構成されています。

1. 入口要件の緩和

納税猶予の対象とされるのは、一般措置では相続・贈与される非上場株式の3分の2まで、かつ、非上場株式分の税額の80%（贈与は100%）ですので、実際に猶予されるのは2／3×80%=53%でした。

特例措置では経営者が保有する全株式まで拡大され、猶予割合を100%にすることで税額の金銭負担がなくなります。

2. 雇用要件の見直し

一般措置では、後継者が会社を承継した後、5年間は平均8割の雇用を維持しなければならないとされています（税制適用の認定を取消）。

特例措置では人手不足を踏まえ、雇用確保要件を満たさない場合でも、一定の書類を提出することにより猶予は継続されます。

3. 継承後の負担の軽減

一般措置では、特例適用後に会社を譲渡・解散した場合には、猶予された相続・贈与税額の全額を納付しなければならないこととされています（経営環境変化によらず承継時の株価を元に税額を計算）。

特例措置では、経営環境変化により、会社を自主解散、親族以外の者に会社を譲渡（M & A 等）する際には、解散・譲渡時の株価を元に相続税額を再計算し、これまでの全額納付に比べて税負担が減少する仕組みが導入されました。

4. 承継パターンの拡大

一般措置では、適用を受けられるのは、原則として、1人の先代経営者から1人の後継者への事業承継が対象です。

特例措置では、原則的な1対1のタイプに加えて、「複数人からの事業承継」「複数人（最大3人）への事業承継」という幅広い事業承継が特例適用の対象となりました。

5. 適用関係

特例措置は平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます。ただし、これらの適用を受けるためには、後継者・経営見通し等に関する承継計画を作成し、都道府県に提出し確認を受ける必要があります。

6. 最後に

他の事業承継対策のように株価対策などのために利益を圧縮するなどの必要がないことや、この特例措置が期間限定であるために、後継者が先代経営者に事業承継を促しやすいのではないのでしょうか？

詳細については専門家にお尋ねいただき、事業承継について考えていただければ幸いです。

株主間協定について

弁護士

二宮 誠 行



1 株主間協定とは

株主間協定とは、株主間契約ともいいますが、株式会社の株主間で当該会社の運営や管理等に関して取り決めた合意のことです。

株主間協定の当事者は株主自身であり、当該会社ではありませんから、株主間協定の内容が自動的に会社を拘束することはありません。例えば、株式会社Aの大株主甲が乙との間で、「甲を代表取締役を選任する」という株主間協定を締結しても、甲は、A社に対して、自己を代表取締役に選任しろと請求することはできません。代表取締役の選任は取締役会により行われるものだからです。ただ、甲は、乙に対し、株主間協定に基づき、甲が代表取締役に選任されるよう協力することを求めることができるのです。

2 株主間協定が締結される場面

このような株主間協定が締結されるのは、概ね次のような場合です。

まず、ベンチャー企業立ち上げ等で創業者が資金のある企業からの出資を得たり、複数の企業や個人が共同で出資するケースです。

また、既存の会社が、新規事業の開発資金等を目的に他の企業からの出資を得ることによって、創業者以外に大株主が参入する場合もあります。

このほか、従業員や取締役に株式を割当てたり譲渡する等して、意図的に少数派株主を作出場合があります。

このような場合、あらかじめ、出資者や既存株主との間で会社の運営や管理等について取り決めたり、多数派株主による将来の買取や議決権行使等を定めるため、株主間協定が締結されます。

3 株主間協定で定められる条項

株主間協定では、通常、次のような条項が定められる場合が多いです。

- ・ 出資割合…各株主の出資割合を定めたり、株式保有割合を維持するために新株等の引受権等を認める条項
- ・ 役員の選任・解任等…特定の役員または各株主が選任・解任できる役員の人数または割合を定める条項
- ・ 会社の重要事項に関する承認・拒否権…会社の運営等に関する重要事項について事前承認権または拒否権を定める条項
- ・ 株式譲渡…譲渡制限に関する条項。第三者への株式譲渡に先立ち自己への譲渡を要求する権利（先買権）、一定の事由が生じた場合に相手方の株式の譲渡を請求する権利（コール・オプション）や逆に自己の株式の買取を請求する権利（プット・オプション）等に関する条項
- ・ 配当…剰余金の配当方法等に関する条項
- ・ デッドロック…各株主間で意見の相違がある場合の決着方法に関する条項
- ・ その他…競業避止義務、秘密保持、契約の終了、会社の解散等に関する条項

る権利（コール・オプション）や逆に自己の株式の買取を請求する権利（プット・オプション）等に関する条項

- ・ 配当…剰余金の配当方法等に関する条項
- ・ デッドロック…各株主間で意見の相違がある場合の決着方法に関する条項
- ・ その他…競業避止義務、秘密保持、契約の終了、会社の解散等に関する条項

4 参考判例：大阪地方裁判所平成28年2月19日判決

株主間協定の効力が問題となった裁判例として次の事案をご紹介します。

XはZ社の創業者兼代表取締役でした。Z社は、Xが研究開発した新製品の製造販売を目的として業界大手のY社に協力を求め、Y社と基本協定を締結しました。Y社はZ社に資本参加し、XとY社との間で、当該新製品に関する事業への協力等を内容とする株主間協定が締結され、Y社はZ社の株式の過半数を保有し、Z社の親会社となりました。

その後、Y社は株主総会決議を通じてXを取締役から解任し、自社の執行役を新たな代表取締役に選任しました。Z社は、Xが研究開発した新製品に関する本件新規事業に関する権利義務を、新設するP社に全て承継させる旨の会社分割を実施し、会社分割でZ社が取得したP社の株式全部をY社に譲渡しました。こうして、本件新規事業はP社に移転する結果となり、Z社は同社の取締役会決議に基づき、自己破産が申し立てられました。

そこでXらは、Y社らに対し、Y社による一連の行為がXとの間の株主間協定に違反する等の理由で、不法行為に基づく損害賠償等を求めて裁判を起こしました。

しかし、大阪地方裁判所はXらの請求を棄却しました。同裁判所は、本件株主間協定の目的が「本件新規事業の推進や拡大を図るために協力関係を構築すること」と規定されていることについて、これは「当事者の事業協力を一般的にうたうものにとどまり、具体的な法的義務を負わせたものとまでは解することはできない」と判断しました。また、本件では、Y社がZ社の過半数株主となることが予定されていたにもかかわらず、本件株主間協定にはその後もXらがZ社の経営に関与することを保証する条項も存在せず、Y社主導による一連の手続きも会社法を遵守して行われており、新会社の株式譲渡の対価も適正であることなどからすれば、これらの行為は不法行為に該当しないと判断しました。

この裁判例は、株主間協定の場面一般に適用されるものではありませんが、株主間協定の締結時において留意すべき点等について参考になる事案であると思われます。

参考：特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内の特例承継計画の提出（H 30.4.1～H 35.3.31）	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続（H 30.1.1～H 39.12.31）	なし
対象株数	全株式	総株式の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	先代経営者から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（要件を満たせない場合、理由を記載した書類を都道府県に提出）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人 TEL 06-6868-1351（担当：座間）

事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

仮想通貨の仕組み

後編



弁護士
森 瑛 史

第1 仮想通貨の概要（前回のまとめ）

今回は仮想通貨の仕組みについて、ビットコインを中心にみてきました。

前回の内容を整理すると、仮想通貨とは、取引記録を、暗号技術を用いて1本の鎖のように連結させ、特定の取引について改ざんを行うためには、それより新しい取引について全て改ざんしていく必要があるという仕組みを取り入れるものでした。また、その中でもビットコインは、オープンなP2Pによる分散型台帳を採用したうえで、マイニングに成功したマイナーに対する報酬を支払うことでマイニングのインセンティブを与え、取引記録の正確性を担保しているというものでした。

このような仕組みによって、仮想通貨そのものに直接働きかけて取引記録が改竄されるというリスクはかなり低いといえますが、仮想通貨の取引上のリスクはこのような場面に限られません。

2018年1月、日本の仮想通貨取引所大手のコインチェックが外部からの不正アクセスにより顧客から預かった約580億円分の仮想通貨NEMが流出するという事件が起きました（被害者数約26万人）。この事件は、2014年に発生したマウントゴックス事件を超える過去最大の被害額であったといわれますが、その原因は、コインチェックの甘い管理体制にあり、ネットワークに常時接続した「ホットウォレット」で仮想通貨を管理していたことや、仮想通貨での暗証コードである秘密鍵を外部からのハッキングや盗難から守るのに必要な「マルチシグ」を採用していなかったなどの点が指摘されています。

第2 資金決済に関する法律

（1）資金決済に関する法律による規制

上記事件のように、仮想通貨を取り扱う仮想通貨取引所のシステム管理体制が不十分であれば、サイバー攻撃等の手段によって顧客の通貨が流出しかねません。また、財務体制が脆弱な場合は顧客に返金することができなくなり、不可逆的な被害が生じかねません。

このような事態を防ぐため、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます）は、仮想通貨を業として取り扱う者に対し、一定の要件充足を前提とした内閣総理大臣の登録を求め、一定の行為規制を

課すことによって、利用者である顧客の保護を図っています。

（2）資金決済法の概要

ア 仮想通貨に関する定め

資金決済法は、もともと資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、利用者等を保護するとともに、サービス提供の促進を図るため、資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的に制定された法律です。

近年ビットコインをはじめとする仮想通貨が急激に世間に浸透したところ、ビットコインも資金決済手段ですので、資金決済法の改正によって条項が新設され、2017年4月から施行されています。

イ 仮想通貨の定義

資金決済法第2条第5項は、仮想通貨を次のように定義しています。

- 一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。）であって、電子情報処理組織を用いて移転できるもの
- 二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

つまり、資金決済法上の仮想通貨に該当するのは、（ア）電子的方法により物に記録されているものであって、（イ）不特定多数の者に対して代金決済手段として、かつ売買の対象となるもののうち、（ウ）法定通貨や通貨建資産でないものをいいます。なお、通貨建資産とは、国債や地方債、債券などのことをいいます。

ウ 仮想通貨交換業

資金決済法では、上記イの仮想通貨に該当するものを以下の①～③の態様で業として取り扱う場合に仮想通貨交換業に該当するとして、内閣総理大臣の登録を求めています（資金決済法第2条第7項）。「業として」取り扱うとは、「反復継続して行う意思をもって行われること」をいいます。

- ① 仮想通貨の売買または他の仮想通貨との交換
- ② 仮想通貨の売買または他の仮想通貨との交換の媒介、取次ぎ、または代理
- ③ ①や②のために利用者の金銭または仮想通貨の管理をすること

仮想通貨を用いた取引のうち、仮想通貨の現物の受け渡しを行わず、反対売買等を行うことにより、金銭または決済手段としての仮想通貨の授受のみで決済できるもの（いわゆる差金決済取引）は、上記のいずれにも該当しないとされており、資金決済法の規制の対象外です。このように、仮想通貨を取り扱っているからといって、常に仮想通貨交換業者の登録を要するというわけではないことには注意が必要です。

エ 仮想通貨交換業者の登録要件

仮想通貨交換業者としての登録を受けるには一定の要件が求められています（資金決済法第63条の5）。

- i) 株式会社または外国仮想通貨交換業者であること
- ii) 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる基準に適合する財産的基礎を有すること（資本金が1000万円以上であって、純資産の値が負でないこと（債務超過でないこと））
- iii) 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備を行うこと
- iv) 資金決済法第3章の2を遵守するために必要な体制の整備を行うこと
- v) ほかに行う事業が公益に反しないこと
- vi) その他役員等に欠格事由がないこと

オ 仮想通貨交換業者の行為規制

また、仮想通貨交換業者に対して求められる、主な行為規制としては次のとおりです（資金決済法第63条の8～12）。

- a) 情報の安全管理義務
- b) 委託先に対する指導監督措置義務
- c) 利用者保護に関する措置
- d) 利用者財産の管理義務 ※外部監査を受ける必要があります。
- e) 金融ADR措置義務
- ※ なお、仮想通貨交換業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律における特定事業者に指定されており、顧客の取引時確認義務や、確認記録・取引記録の作成義務、疑わしい取引の届出や社内体制の整備が課せられています。

エ 仮想通貨交換業者に対する監督

仮想通貨交換業者は内閣総理大臣の監督を受け、事業年度ごとの報告書の提出義務を負います（資金決済法第63条の14）。また、場合によっては立入検査等を受け入れざるを得ず、業務改善命令、事業停止命令、取消命令に服さなければならないこともあります（同法63条の15～17）。

オ 小括

以上のように、仮想通貨交換業者に対しては、登録要件と一定の行為義務が課せられることで利用者保護の実現を目指しています。もっとも、仮想通貨の種類は千差万別であり、技術も日進月歩であることから、優れた管理体制を基準化することが難しく、今後

もそのあり方は問われ続けていくと思われます。

なお、2017年4月以前に仮想通貨取引所として事業を開始していた仮想通貨交換業者については、同年9月末までに登録申請することで「みなし仮想通貨交換業者」として審査結果が出るまでの間、営業が継続できるものとされ、コインチェックはこの「みなし仮想通貨交換業者」であって登録業者ではありませんでした。そのため、前記事件の発生をもって、ただちに、現行の資金決済法が仮想通貨交換業者に求める規制内容が不十分であるとまではいえないと解されます。

第3 ICOの問題

近時、発行体企業が独自のトークン（デジタル権利証）を発行して、投資家はそのトークンを購入するという事例、つまり、仮想通貨を用いた資金調達ICO（Initial Coin Offering）の例が急増しています。

その大まかな仕組みは、①発行者が将来の提供を予定しているサービスを利用できるトークンを販売し、②購入者が仮想通貨でトークンを購入すると、③発行者は受け取った仮想通貨を取引所で売却し、当該売却代金をサービスの開発資金に充て、トークンが上場された時点で購入者は取引所を通じてこれを売却するなどして利益を得るというものです。

その目的や手法は、まさにIPO（Initial Public Offering）と類似するものであり、同様のリスクがありながら、法整備が追い付いていないのが現状です。

例えば、ICOでは、IPOで求められるような証券会社や証券取引所の審査は不要で、IPOでは金融商品取引法上、提出が求められる目論見書の作成も不要です。

ICOは出資者に対する配当や利払いも不要であって、株式のような議決権も観念できないことから、資金調達をする発行者側の利用に対するインセンティブは非常に高いものといえます。

しかし、ICOは容易に詐欺に用いられる可能性が高く、韓国と中国は既にICOを禁止するに至っており、世界的にも許容すべきか否かで意見が分かれています。

日本での法律上の整理としては、発行されるトークンの個々の事例ごとに考えていく必要はありますが、上記第2で述べた仮想通貨の定義等に該当する限り、資金決済法に基づく仮想通貨交換業に該当し、同法の規制が適用されることになろうかと存じます。

もっとも、IPOと比較すると、ICOの募集の際の情報公開の程度や規制・監督という意味では、資金決済法の定めだけではいささか不十分であると解され、今後も過熱化するようなら、金融商品取引法の規制に服する有価証券として解釈するか、新たな法律を定めるなどの対応は必須と考えられます。

内部通報制度

(最高裁平成30年2月15日判決。出展:裁判所ホームページ)



弁護士
稲吉 大輔

1. ポイント

- ① 親会社においてグループ内の全従業員に対する内部通報制度を整備している場合、直接の雇用関係のない子会社の従業員との関係でも、一定の場合には、内部通報に関して一定の措置を講ずべき義務を負うこと
- ② ①の場合においてこれを怠った場合には損害賠償義務を負うこと

2. 事案の概要

- 事案の概要

工場で働いていた女性の元契約社員（X）が、発注会社（勤務先会社と親会社が同じグループ会社）の課長職として同じ事業所で勤務していた男性従業員（Y）からセクハラ行為、付きまとい行為を受け、退職を余儀なくされたとして、①Y本人、②Xの当時の勤務先会社、③Yが当時勤務していた発注会社、④上記工場の事業所を設置し、勤務先会社と発注会社の共通の親会社に対して、精神的苦痛に対する慰謝料300万円及び弁護士費用30万円の支払いを求めた事案です。
- 一審判決（岐阜地裁大垣支部平成27年8月18日）

一審では、XがYと一時期親密な関係にあったことを重視して、セクハラ行為、付きまとい行為があったとするXの供述は信用できないものとして、Yや会社側の責任をすべて否定しました。
- 二審判決（名古屋高裁平成28年7月20日）

二審（最高裁の原審）では、一審とは一転して、Xの供述が信用できるものとしてセクハラ行為及び付きまとい行為を認定し、上記①～④のそれぞれ相手方に対して慰謝料200万円及び弁護士費用20万円の合計220万円の支払いを認めました。

それぞれの責任については、以下のとおりとされています。

 - ① Y本人：セクハラ行為、付きまとい行為の不法行為責任
 - ② Xと雇用契約を締結していた勤務先会社：セクハラ行為等に関するXからの訴えに真摯に向き合わなかったとして雇用契約上の安全配慮義務違反ないし雇用機会均等法上の職場においてセクハラ行為等を防止すべき措置義務違反を内容

とする債務不履行責任

- ③ Yの勤務先である発注会社：使用者責任
- ④ 親会社：勤務先会社の不十分な対応、及び、親会社自体のコンプライアンス相談窓口に申告があり対応を求められたにもかかわらず、これを怠ったことについてグループ企業に属する全従業員に対して宣明したコンプライアンスに従った解決を行わなかった債務不履行責任

最高裁

最高裁では、①～④からの上告等について、④親会社に関する部分についてのみ上告が受理され、名古屋高裁判決が覆され、④親会社に対する請求を棄却する内容の判決がされました。

3. 最高裁の判断の要旨

- 従前の裁判例等の延長線上にあるもの

名古屋高裁の判決は、親会社に対する責任に関し、親会社とXとの間で雇用関係を含めた契約関係がないにもかかわらず、契約関係を前提とする債務不履行責任を負うとする根拠・理論が不明確であったと指摘できます。

この点、最高裁はまず、Xの勤務先会社の不十分な対応（安全配慮義務等違反）が、親会社からみれば子会社の従業員の問題であり、親会社との契約関係がないXとの関係で、親会社の債務不履行責任となる根拠の有無やその理論について検討しました。

最高裁が検討したのは、親会社とXとの間に直接の契約関係があったと同視すべき場合に用いられる法人格否認の法理と、勤務先会社がXに対して履行すべき雇用契約上の付随義務（安全配慮義務等）を親会社が引き受けていたという債務引受けの2つの構成でした。しかし、親会社がXを指揮監督したり、Xから労務提供を受けたりしていなかった実態（法人格否認の法理の関連）や、付随義務について親会社が履行したり、親会社の指揮監督の下で勤務先会社が履行するものとみるべき事情はない（債務引受けの関連）という本件の事情に照らし、いずれもその適用を否定しました。このうち法人格否認の法理の適用については、親会社に直接退職金の支払いを求める場合等においてこれを適用した従前の裁判例や学説の延長線上にあるものです。

本判決独自の内容

さらに、親会社のコンプライアンス相談窓口につきまとい行為について通報がされたが、その通報の際、Xが要望したXへの事実確認の対応をしなかったことについて、親会社自体の債務不履行責任を構成するか否かを検討し、これを否定しました。

最高裁はこの点に関し、このグループ会社における一般論として、「本件グループ会社の事業場内で就労する者から法令等の遵守に関する相談を受ける本件相談窓口（引用者注：コンプライアンス相談窓口）制度を設け、上記の者に対し、本件相談窓口制度を周知してその利用を促し、現に本件相談窓口における相談への対応を行っていたものである。その趣旨は、本件グループ『会社から成る企業集団の業務の適正の確保』（括弧は引用者）等を目的として、本件相談窓口における相談への対応を通じて、本件グループ会社の業務に関して生じる可能性のある法令等に違反する行為を予防し、又は現に生じた法令等違反行為に対処することにあると解される。」として、Xとの関係で「上記申出の具体的状況いかんによっては、当該申出をした者に対し、当該申出を受け、体制として整備された仕組みの内容、当該申出に係る相談の内容等に応じて適切に対応すべき信義則上の義務を負う場合があると解される。」としています。

判決文中の括弧部分の文言は、株式会社の取締役会において決定すべき事項を定める会社法362条4項6号が引用する会社法施行規則100条1項5号の文言をほぼそのまま使用しており、コンプライアンス相談窓口の設置及び運営も含めて、会社の業務体制の整備に関する義務は、会社法上のものとして取締役の善管注意義務を構成するが、それはあくまで株主に対する義務に過ぎず、直接には、従業員、しかも雇用契約もない子会社の従業員に対する義務として行われているものではないという当然の前提を意識しているものと考えられます。

他方で、信義誠実の原則（信義則）は、「一般に社会生活上一定の状況の下において相手方のもつであろう正当な期待に沿うように一方の行為者が行動することを意味する」（有斐閣法律学小辞典第5版719頁）ところ、株主に対する会社法上の義務の履行の一環であったとしても、グループ従業員に対し、コンプライアンス相談窓口への利用を促進し、現に申告があれば一定の対応を行っているという場合は、申告者が同窓口へ申告することで、自身に不利益を及ぼす法令違反等の行為に対して親会社においても何らかの対応をしてくれるはずとの期待を持

つことは想定でき、その期待について一定の限度で法的な保護に値するというを明示したものととも言えます。

内部通報の申告者については会社のコンプライアンスに資する情報の無償の提供者ではなく、内部通報制度に対する合理的な期待については保護されるべき利益を有しているとされ、内部通報者の要望等にも一定の配慮が必要であることを法的に確認したことにこの判例の意義があります。

この最高裁判例は、取締役の善管注意義務に関するものではなく、グループ会社（企業集団）における内部通報制度やコンプライアンス体制について、あるべき姿を示すものではありません。また、穿った見方をすれば、グループ企業の従業員等を対象とするコンプライアンス相談窓口を設けても、申告者の要望に対して何ら拘束されないことを告知し、これに従って運用を行えば、申告者に何らの期待も生じず、申告者との関係で法的義務を負わないということもできるかもしれませんが、ただ、このような申告者に何の期待もいただかせないようなコンプライアンス相談窓口については、申告・利用が低調となり、本来の趣旨も達成できずに会社法上の義務の不履行が生じ得る危険性が指摘できます。

4 補足・セクハラ行為の認定について

セクハラ行為、付きまとい行為の有無については、上述の通り、一審判決はセクハラ行為等を否定しました。

他方、二審判決では、Xの供述に見られた記憶の欠落について、「性暴力被害者やDV被害者等の心理として普遍的なもの」である「心理的喚起状態での慢性ストレス状況下における無意識の防衛反応としての意識狭窄」、「嫌なことは忘れ去りたいという抑圧に基づく記憶の欠落（一種のPTSDの回避症状）」として説明でき、記憶の欠落を考慮してもXの供述は信用できるとしています。

職場におけるセクハラ行為は、紋切り型で個人間の交際の問題に過ぎない、被害者側の同意があったはずである等として片づけることができない問題です。セクハラ行為について、部下から相談を受けたり、内部通報があったりした場合には、まずは、一応申告内容が正しいものとして対応しなければ、セクハラ行為を行った従業員をかばっている等として矛先が本件のように会社に向かってくることになります。

弊所では、セクハラ行為防止に向けたセミナーや個別事案について、対応経験のある弁護士が相談等に応じておりますので、ぜひ、ご活用ください。

軽い運動をしても息切れですか？咳や痰も少ないのに？初めはそれだけで済んでいても、だんだんと痰が増えて来て、咳をしても力が入らず痰が出にくくなりますよ。

タバコは吸われるのですか、今も吸っていますか？止めた方がよろしいよ。あなたは20年以上もタバコは吸っていたが、もうやめて10年以上ですか？それなのに吸っている人と同じ症状では困りますね。病院で診察してもらって治療を受けるほうが良いですよ。

多分この病気はCOPD（慢性閉塞性肺疾患）という病気だと思いますよ。対策は禁煙するのが一番です。軽い風邪をひいても呼吸困難で入院する人もあります。原因は肺の呼吸をする面積が、普通は小学校の運動場位もあるのに、教室一つ分位しかなくなっているからです。肺

活量を測定すると肺活量も減っていますが、1秒間に吐き出せる空気量が70%以上も残ってしまうのです。

現在は錠剤や吸入薬など病気の進行を遅らせる薬はあるものの、最終的には酸素吸入をする生活になるでしょう。長年お金を払ってタバコを吸ってこれでは引き合いませんかよね。タバコは早く止めるに越したことはありませんね。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。
ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談
consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

□ 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06(6364)2764 FAX 06(6311)1074

□ 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03(5408)6737 FAX 03(5408)6738

□ 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075(353)5375 FAX 075(353)5374
e-mail: office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

表紙写真撮影場所：信州湯田温泉

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp

林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp

二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp

増田 広充
masuda@umegae.gr.jp

稲吉 大輔
inayoshi@umegae.gr.jp

大森 剛
omori@umegae.gr.jp

越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp

松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp

氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp

岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp

森 瑛史
mori@umegae.gr.jp

上杉 将文
uesugi@umegae.gr.jp

日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp

中原 大雄
nakahara@umegae.gr.jp

松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp

中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp

西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp

三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp

細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp

河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp

松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp

林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp

犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp

渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp

飯田 亮真
iida@umegae.gr.jp

甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp

戀田 剛
koida@umegae.gr.jp

福竹 亮
fukutake@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <http://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱東京UFJ銀行 大阪中央支店	普通預金 0175756	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ 池田泉州銀行 堂島支店	普通預金 106036	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ ゆうちょ銀行 四一八支店	普通預金 4878695	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん